

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月18日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓にかかる規定を整備するほか、風水害時等における職員の宣誓について定めるとともに、宣誓書における押印を見直したいので、この条例案を提出いたします。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 3 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の服務の宣誓については、第1項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。
- 4 第1項および前項の規定にかかわらず、地震、火災、水害またはこれに類する緊急事態に際し必要な場合において、当該職員は、宣誓書へ署名をする前においても、その職務を行うことができる。

別記様式1（消防職員および教育公務員を除くその他の職員）中「印」を削る。

別記様式2（教育公務員）中「印」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条に第3項を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。